

第一種動物取扱業者の義務

①	(動物販売業者の責務・適正な飼養保管方法の説明①) 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。	法第8条 第1項
②	(動物販売業者の責務・適正な飼養保管方法の説明②) 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。	法第8条 第2項
③	(基準遵守義務) 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準(基準省令第2条)を遵守しなければならない。	法第21条 第1項
④	(感染性の疾病の予防) 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。	法第21条 の2
⑤	(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等) 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。	法第21条 の3
⑥	(販売に際しての情報提供の方法等) 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物)の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者(第一種動物取扱業者を除く。)に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により書面又は電磁的記録を用いて当該動物の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるもの(後述の販売時事前説明義務を参照)を提供しなければならない。	法第21条 の4
⑦	(動物に関する帳簿の備付け等) 動物販売業者等は、施行規則で定めるところにより、帳簿を備え、動物について、施行規則で定める事項(次ページ)を記載し、これを保存しなければならない。	法第21条 の5 第1項
⑧	動物販売業者等は、施行規則で定めるところにより、施行規則で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。(省略)(次ページ)	法第21条 の5 第2項
⑨	(動物取扱責任者研修) 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修(都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。)を受けさせなければならない。	法第22条 第3項

*動物販売業者等とは、第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示、譲受飼養を業として営む者のことをいう。

犬猫等販売業者の義務

①	(犬猫等健康安全計画の遵守) 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。	法第22条 の2
②	(獣医師等との連携の確保) 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。	法第22条 の3
③	(終生飼養の確保) 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。	法第22条 の4
④	(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限) 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。	法第22条 の5

*犬猫等とは、犬又は猫のことをいう。

*犬猫等販売業者とは、犬又は猫の販売を業として営む者のことをいう。

動物に関する帳簿（販売・貸出し・展示・譲受飼養業者） 法第21条の5第1項関係

動物販売業者等は、所有する動物について、犬猫等は個体ごと、その他の動物は品種等ごとに、次の事項を帳簿に記載し、保存すること。（施行規則第10条の2）

①	当該動物の品種等の名称
②	当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地 （輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
③	当該動物の生年月日 （輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
④	当該動物を所有するに至った日
⑤	当該動物を当該動物販売業者に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
⑥	当該動物の販売又は引渡しをした日
⑦	当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
⑧	当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
⑨	当該動物の販売を行った者の氏名（販売業者）
⑩	当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号へに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況（販売業者）
⑪	当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間（貸出業者）
⑫	当該動物が死亡した日 （動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。）
⑬	当該動物の死亡の原因 （動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。）

*5年間保存すること。（施行規則第10条の2第3項）

*取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めること。（施行規則第10条の2第5項）

動物に関する届出（販売・貸出し・展示・譲受飼養業者） 法第21条の5第2項関係

4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、次の事項を届け出ること。（施行規則第10条の3）

①	当該期間が開始した日に所有していた動物の種類ごとの数
②	当該期間中に新たに所有するに至った動物の種類ごとの数（各月ごとの合計数）
③	当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数（各月ごとの合計数）
④	当該期間が終了した日に所有していた動物の種類ごとの数

*当該期間が終了後60日以内（5月30日まで）に、様式第11の2により届け出ること。

*新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合は、登録を受けた日からその年度の3月31日までの期間について届け出ること。

第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（以下、基準省令）
5年間保管しなければならないもの

①	動物に関する帳簿	法第21条の5第1項 施行規則第10条の2
②	清掃、消毒及び保守点検の実施状況	基準省令第2条第1号イ (3)
③	獣医師による健康診断（毎年1回以上）の診断書 （1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫） （繁殖に供する場合は繁殖適否含む）	基準省令第2条第4号ハ
④	動物の繁殖の実施状況（動物を繁殖させる販売・貸出・展示業者）	基準省令第2条第6号ハ
⑤	獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に 関する診断書（動物を繁殖させ、帝王切開を行った場合）	基準省令第2条第6号チ
⑥	1日1回以上の巡回による動物の数及び状態確認実施状況	基準省令第2条第7号ム
⑦	動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況について記録した台帳	基準省令第2条第7号エ

*⑦は、動物販売業者等が①の帳簿を備え付けている場合は必要ない。

標識の掲示

法第18条、施行規則第7条

事業所に掲示する標識（施行規則第7条）
→様式第9

動物取扱業者標識	
① 氏名又は名称	
② 事業所の名称	
③ 事業所の所在地	
④ 第一種動物取扱業の種別	
⑤ 登録番号	
⑥ 登録年月日	年月日
⑦ 有効期間の末日	年月日
⑧ 動物取扱責任者	

- ・顧客の出入口から見やすい位置に掲示する。
- ・登録証で代替可能。
- ・A4以上の大きさ

名札（施行規則第7条ただし書き）
→様式第10

動物取扱業者識別章	
氏名又は名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	
第一種動物取扱業の種別	
登録番号	
登録年月日	年月日
有効期間の末日	年月日

- ・事業所以外の場所で営業をする場合に、顧客と接するすべての職員の胸部等に掲示する。
- ・A7以上の大きさ

広告の方法★

基準省令第2条第7号ケ

1 表示すべきこと

- ① 氏名又は名称
- ② 事業所の名称
- ③ 事業所の所在地
- ④ 動物取扱業種別
- ⑤ 登録番号
- ⑥ 登録年月日
- ⑦ 登録の有効期間
- ⑧ 動物取扱責任者名

2 してはならないこと

事実と反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等
（顧客等に動物に関して誤った理解を与えることで安易な飼養又は保管の助長をしないため。）

販売動物の表示★

基準省令第2条第7号フ

- 1 位置 顧客から見やすい位置
- 2 方法 文書（電磁的記録を含む。）により表示
- 3 内容
 - イ 品種等の名称
 - ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報
 - ハ 性別の判定結果
 - ニ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - ホ 生産地等
 - ヘ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

基準省令第2条第7号ホ、ハ)

説明項目	一般	業者
① 品種等の名称	○	○
② 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報	○	△
③ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報	○	△
④ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模	○	△
⑤ 適切な給餌及び給水の方法	○	△
⑥ 適切な運動及び休養の方法	○	△
⑦ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法	○	△
⑧ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）	○	△
⑨ みだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）	○	△
⑩ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容	○	△
⑪ 性別の判定結果	○	○
⑫ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等）	○	○
⑬ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）	○	○
⑭ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）	○	○
⑮ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）	○	○
⑯ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等	○	○
⑰ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）	○	○
⑱ 上記のほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項	○	○

※△は、第一種動物取扱業者を相手方として販売をする場合には、必要に応じて説明すればよい。

※あらかじめ、文書（電磁的記録含む）を交付して説明すること。

※特に、第一種動物取扱業者以外の顧客に対しては、事業所において、あらかじめ動物の状態を直接見せるとともに、対面により文書（電磁的記録含む）を交付して説明すること。

※当該情報提供を受けたことについて、顧客に署名等による確認を行わせること。→5年間保管

販売時における証明書等の交付

基準省令第2条第1項第4号チ

- ① ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付する。
- ② 当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。

貸出し時情報提供義務

基準省令第2条第1項第7号ト

- ① 品種等の名称
- ② 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
- ③ 適切な給餌及び給水の方法
- ④ 適切な運動及び休養の方法
- ⑤ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
- ⑥ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
- ⑦ 性別の判定結果
- ⑧ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
- ⑨ 当該動物のワクチンの接種状況 ⑩ その他、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項